集部)

の概要である。

講演の概要

全国 計 い計量行政の方向につい 大会(再録と新掲載分)

経済産業省計量行政室長 籔内雅幸 計量行政審議会等の検討状況についてー



ください。経済産業 審議会等の開催状況 して第1回の計量行 大臣の諮問を受けま について)をお開き

項目にしたがって議 で、それぞれの検討 員会なり3つのWG ついての議論は小委

さらにその単位を採択

雅幸計量行政室長の講演 (2月23日開催)での籔内 以下は、全国計量士大会 (文責・編 論をしてきたところでご ざいます。

項目を検討 小委員会は4つの

ございます。皆さまこんに 会を得ましたことを、大変 がとうございます。計量制 明いたします。 一昨日(2 きながら、少し詳しくご説 説明させていただける機 度の見直しにつきまして 会にお招きいただきあり ちは。第4回全国計量士大 の計量制度検討小委員会 に、これからご説明する内 お配りした資料に基づ 計量行政室長の籔内で 21日)、計量行政審議会 計量士制度などを議論す 的な事柄、たとえば単位、 たものです。小委員会で 量制度検討小委員会の議 ださい。このページは、計 論を重ねてまいりました。 制度、特殊容器について議 ついて、情報提供、計量士 は、3つのWGでの検討課 論について、簡単にまとめ 順番ではございません。 がった順でして、重要度の この順番は資料ができあ る場でございます。単位に 題に当てはまらない横断 2ページ目をお開きく

喜んでおります。

新たな単位の是非判 断の基準を定める

衡総会で採択されたとし が、新しい単位が国際度量 は、なかなか今までは明確 法定計量単位として採択 ても、それがすぐに国内で になっておらなかった、な すべきかどうかというの まず単位でございます す。

としてご審議いただいて

らの小委員会、WGの委員

ます。パネラーには、これ ググループ (wG) があり

いる方もおられます

第 2625

W

G で 審議

おかつ、迅速に決められな

なっていない個人とか家

検討小委員会と

ページ目(計量行政 まず、資料の1 手続きをこれから定めて る単位を我が国として採 すべきか否かの是非を判 用する際、法定計量単位と 国際的に新たに採択され かったわけであります。 断するための基準、迅速な この反省にたちまして、

大きな問題提起の一つで それによる国家計量標準 て整備をしていくように を供給できる体制につい すると決まったら、速やか に法律のなかに位置づけ、 しましょう、ということが

の現行制度を堅持 非法定計量単位禁止

法定計量単位についての 単位へと計量単位を統一 るのではないかと思いま らに明確にする必要があ 論をしてまいりました。内 といったことを中心に議 るんですが、依然として非 SI単位推進の立場をさ 外に対しまして、我が国の 要請をどうしましょうか、 ら、非SI単位等の使用の せられております。そこか 問い合わせとか、要望が寄 メートル法へ、さらにSI 一定の成果を収めつつあ していこうということで もう一つは、尺貫法から

会の下に3つのワーキン

容をご議論いただいたば

かりでございます。小委員

生の恐れがあるとか、いろ 定ミス等により事故の発 いろな問題があります。 するとか、読み間違いや設 ますと、超過コストが発生 もう一方で規制対象に また、併記を認めたりし

> おります。 ド・ポンドなどの非SI単 定的ではありますが、ヤー 明においても、きわめて限 今でも可能であり、取引証 盛ということで実質的に 尺などの使用が尺相当目 庭等の一部では、たとえば 位が現在でも使用されて

判断基準の公表を

法定計量単位の表記の事 きたいと思っております か、計量法で許容される非 用基準の明確化を図ると 性を確保する観点から、運 るものは公表していきた での事例を集め、公表でき ついては、できる限り今ま 器か否かの判断基準等に か、規制の対象となる計量 例や、法令違反となるか否 堅持するという方向でい 止するという現行制度は 法定計量単位の使用を禁 も取引や証明において非 し、現行制度の運用の透明 いと考えております。

ります。 です。これは制度をどうこ ですが、経済産業省では4 いただければ、と思ってお 方々に、主体的に参画して べきことをやり、もう一 むけて、我われ役所がやる する関心と知識の向上に く、国民の適正な計量に対 うするということではな 次に、情報提供について 11月1日は計量記念日

力して計量全国大会を開 なっております。 計量関係の各団体が協

したがいまして、今後と

なと思っております。

情報提供を広くやる

消費者や地域住民の

つある記念日の一つに

と広くやっていけたらな うことの情報提供をもっ あと思っております やっておられます。そうい はいろいろなイベントを いておりますし、各地方で

> ますが、ポスターを1部差 になっていただいており 店街の理事長さんに委員 WGで東京の谷中銀座商 などをつくっております。 計量記念日のポスター

計量に対する皆さんの関 自の折り込みチラシまで 心を広げていけたら良い ういった草の根を中心に 1日を宣伝していただい つくっていただいて、11 たようでございます。 そ し上げたところ、商店街独

制に重点おく 計量制度は事後規

きたいと考えておる次第 点を置いた制度にしてい目における試買などに重 わち立入検査なり商品量 のなかで、特定計量器の規 の計量制度全般の見直し ございます。私たちは今回 る計量士制度についてで でございます。 はますます事後規制、すな 制もさることながら、今後 皆さまに直接関係があ

法執行に民間能力

ます。 を進めることが期待され 関などの民間能力の活用 期検査機関や指定検定機 つつ、必要であれば条例の 量器ごとの特性をふまえ 自治事務としておこなう る自治体におきましては、 なっていただいて、指定定 改正等の環境整備をおこ 制の整備状況といった、計 制の維持の困難性を訴え きじゃないかと考えます。 量行政を推進していくべ ては、地域の実情に応じた 検定の実施事務や実施体 自らの自主性を高めた計 を活用 現状の計量法の執行体 特に地方自治体におい ております。 見直す

計量士の登録更新 制を導入

ては、一般計量士、環境計

が実情であります。した さんがいらっしゃるのか がって、今後いろいろと都 よくわからないというの の県に何人ぐらい計量士 いらっしゃいますし、どこ 止の方向

る次第であります。 かと、我われは期待してい

12年 (2000年) 以降製

%になっております。平成 ちょうど10分の1の2・7 りました。それが、現在は 割合が2%、約3割近くあ 産量に占める特殊容器の

ております。平成16年度 ようになればよいと思っ 方々に補っていただける 施できにくい点がありま 治体だけではなかなか実 移していきますと、地方自 す。そのあたりを計量士の (2004年度)末におい 事後規制にウエイトを

界なさった計量士さんも す。しかしいかんせん、他 量士を合わせて約2万5、 士として登録されていま 6千人ぐらいの方が計量 状況です。

> 度化によって計量技術が 向上や自動充填装置の高

向上したため、特殊容器を

特殊容器制度は廃

の当時はビン(瓶)の総生 タートしたわけですが、そ 和3年(1957年)にス 器制度です。この制度は昭 検討の4番目は特殊容

> なくす方向で、現在検討し ら外す、つまり計量法から とから特殊容器は規制か

道府県を中心に計量士の

方々に、計量法の執行を維

うな方向で検討しており 士制度についてはそのよ をしていただくとか、計量 図るために更新制を導入 かよくわからない、という 士さんがいらっしゃるの 私たちの県に何人の計量 持していくためにお手伝 し、さらに更新時には研修 には、資質の維持・向上を に登録していただいた後 い願いたいと思っている んですが、各自治体では、 そこで、まず計量士さん

として省令で定められて

いない容器がたくさん出

くさんありますし、缶や紙 造されていないものもた

バック、それから特殊容器

回っております。

各種容器の製造技術の

の役割はもう終わってい 言で言えば特殊容器制度 きているんじゃないか、一 用いる必然性が低下して

るんじゃないか、というこ

ている最中でございます。

検査・検定制度を検討 制対象計量器と

の規制方法である検査・検 の検討、さらに特定計量器 資料の3ページをお開き 定制度の検討をおこなっ 象とする計量器について をするWGでございます。 大きな項目について検討 ます。第1WGは、2つの 子(概要)」と書いてあり ください。「第1WGの骨 一つは、計量法で規制の対 つづきましてお手元の には51品目、昭和41年(1 す あるわけです。 目という中身は40数器種 なっております。その18品 というように現在の姿に では27品目から18品目に、 目から27品目、さらに平成 966年)の改正では51品

規制対象計量器を

特定計量器は、これまでも てきたところでございま 適宜見直しがおこなわれ の規制対象となっている どうするかですが、計量法 つめの特定計量器を と、たとえばJCSSの校

計量士さんの活躍の場が

その中におきましても

広がっていくんじゃない

(次のページへつづく)

4年 (1992年) の改正 に計量法が制定されとき 昭和26年(1951年) 使用実態をみつつ、国や地 況をふまえ、計量器ごとの るのではないかという状 段が年々充実してきてい どうかなどを確認する手 が正確な計量をしてるか取っているなど、取引相手 正証明書があったり、IS に今回、規制対象を見直し 要なものに限定するよう 方自治体の関与が真に必 したいと思っております。 9000認証などを

どれを外すかは決 めてない

改革の流れ、それから取引 見を有してきつつあるこ が計量に関する技術的知 査・検定制度における規制 証明における当事者同士 計量器ではありますが、今 しをおこなってきた特定 回の検討にあたっても検 以上のように適宜見直 りますが、40何品目を一通 のはどうかと書かれてあ おります。また骨子案にお うように文章に書かれて することを検討する、とい 適している」とか「他法令 いて事例としてこんなも ついては規制の対象外と 等の規制がある計量器」に JISマークの活用が

いま自動はかりと申し

次に第2WGでの検討

どの手続きについては、不

ことについて、検討してい

れているところではござ

いますが、適管事業所の指

などのメリットがありま 計量器の定期検査の免除

す。このように活用が図ら

立入検査などを実施する 力を活用してより多くの 態で、計量士の皆さんの能

きたいと思っております。

内容でございます。ここで | 正を抑止するという意味

で、全国一律の基準、ガイ

ドラインなどを作成した

いと考えております。

な価値を付与 適管事業所へ新た

計量士活用して立

入検査実施を検討

度は自主的な計量管理の

度でございますが、この制

適正計量管理事業所制

推進を目的とする制度で

さらに地方自治体につ

りでございまして、どれを

とは何一つ決めておりま か外さないのかというこ まだ、どれとどれを外すの 方々と相談して、議論して 外すのか外さないのか、業 自動はかりはとうとう規 すと、どうやら役所は大型 いる最中です。したがって 界団体またメーカーの はかりを外すらしいとか、 「計量新報」などを見ま います。

制対象になるらしいとか、 すが、何も決めておりませ いろいろ書いてございま

必要性の有無から検討 自動はかりは、規制の

管理事業所制

度の見直

品

量目制度、適正

計量

て非常勤や常勤などの形

ば非自動はかりその他の

あり、事業者にとって例え

いていえば、状況に合わせ

製造事業者や、地方公共

ーます。

討の大きな方向性であり

以上が、第1WGでの検

す。

いきたいと思っておりま しては皆さんと議論して

の工場などにおいてもこ

流通業のみならず、製造業

検討していきたいと思っ を規制することが決まっ 必要があるかないかから 規制の対象にしてくれな すが、それは実際に規制の いかという議論もありま 新しく自動はかりなどを ら外していくという反面、 いるものは特定計量器か に使われなくなってきて したがって、自動はかり 所制度について検討して 量制度のなかで、商品量目 は計量法を中心とした計 いるところでございます。 制度や適正計量管理事業 しては、計量情報の提供と

参画を

商品量目制度に関しま

地域住民の積極的

2625 号 (第三種郵便物認可 ます。 ている大きな項目であり れらが第1WGで検討し おったりしますが、規制の く決まっておりません。こ ますので、そんなことは全 制の対象にする必要性に 対象とするのかどうか、規 たかのように書かれて しょうということであり いては検討してみま だきたいということでご うことをよく自覚してい 消費者を中心とした地域 も絡みますが、一つには に積極的に参画していた ただいて、適正計量の実現 を実現するための重要な 住民の方々に、公平な計量 プレーヤーの一人だとい のガイドライン作成 不正事業者名公表

> 第3WGは計量法のなか 子〔概要〕)になりますが、

5ページ(第3WGの骨

いかないという現状でご

給とM

LAPを検討

第3WGは計量標準供

関係を全部コーディネー 省庁の研究機関などとの

対して罰則の適用を検討

なった計量証明事業者に

したような形で、準国家

いたします。

認定基準にISO

で計量標準の供給とト

が使っている化学物質を、 間の独日本試薬協会など ざいます。したがって、民

ます

うなことを検討しており くようにしよう、というよ

5を採用

討できる場を運営してい 計量標準物質について検

らに特定計量証明事業に

るまでの暫定的なものと

への罰則適用を検討 MLAP不正行為

して、準国家計量標準物質

国家計量標準が指定され

いて検討しているとこ

レーサビリティの確保、さ

ろであります

地方自治体の体力 格差が拡大

正使用の摘発を強化すべ

創設

定計量標準制度を 標準物質供給で指

うな制度(その後、3月10

ていきましょうというよ

の極微量物質について計

ですが、ダイオキシンなど

計量証明事業に関して

量証明をおこなっている

MLAP(特定計量証明事

検討している最中でござ

います。

と位置づけて、それを使っ

されたWG報告書案では

日開催の第8回会合で出

、抜き打ち検査などの事

学物質の標準を必要とす

る。編集部注) の創設と という名称が使われてい 指定計量標準制度〔仮称〕

> て、一般の環境計量証明事 があります。これらについ 業者認定制度)という制度

いったことが一つです。

近年、バイオ関係など化

具体的には計量器の不

成11年 (1999年) の改 かで、検査・検定制度は、平 任事務から自治体の自治 正により、国からの機関委 行財政改革の流れのな 検討しています。さらに、 などの不正な行為があっ 例えば消費者の信頼失う 後検査を強化する方向で た事業者の名前の公表な

かなかそれに追いついて計量標準物質の供給がな おります。しかしながら、 る場面が多々増えてきて

産業技術総合研究所が他

さらに、それにむけて独

がって、不正な行為をおこ 正行為に関する罰則の適 業もそうですが、現在は不

向性でございます 体のおおよその改正の方 ことが、今回の計量制度全 すが、今申しましたような以上簡単ではございま

講演会(会期中に毎日開

聴講無料)▽産官学

6

8

りヒヤリングをしたばか での体力格差が拡大して り削減される自治体が多 で計量行政を実施する上 関わる人員や予算がかな 治事務化以降、計量行政に く発生し、地方公共団体間 事務になりました。この自 と思っております。 れが必要なんじゃないか 政を支える人材の育成、こ 公共団体の計量行政の執 用することを含めて、地方 拡大、それから地方計量行 行方法に関する選択肢の

法の選択肢を拡大 計量行政の執行方 ハードウエア規制か

間機関の能力を最大限活だくことでありますし、民 さんにお手伝いしていた つの方法が計量士の皆 したがって、それを補う かで、むしろ重要になって 能が向上してきているな ますが、ハードウエアの性 規制に重点が置かれてい すなわちハードウエアの ら事後規制へ また、現在は特定計量器

> に重点を置くべきではな ること、すなわち事後規制 用者による不正を抑制す きているのは、計量器の使 いかと考えております。

新JISマークなど第 三者認証活用を検討

ております。 活用を検討したいと考え どういったことを検討し 検定においては、具体的に ているのかといいますと、 一つは第三者認証制度の これらをふまえて検査・

ることについて、検討して 機関による認証制度を検 が増えるように、信頼性確 定の選択肢の一つに加え 保に注意しながら、第三者 いきます。

いきたいと思っておりま きないか、などを検討して 法のなかで使うことがで ク制度のスキームを計量 存の例えば新JISマー くるというのではなく、既 その際、新たな制度をつ

指定機関も民間の参 入を促すしくみに

団体の執行方法の選択肢

度を変更したいと思って は信頼性確保の条件とし おります。ただ、その際に CISO/IEC170

指定定期検査機関や指定 やすくなるように若干制 迦に説法でございますが、 いても、民間機関が参入し 検定機関という制度につ もう一つ、皆さまには釈

考えております。これもさ

きないかということを、今

主検定を認める制度がで み再検定品に関しては自

25のような何らかの基 準を設定することを考え ております

度を検討 指定修理事業者制

もう一度検定をするとい

うことはいらないんじゃ

ないか、少なくとも修理済

ことで自社に帰ってきた 際、この計量器をもう一度 修理してくださいという 指定製造事業者がつくっ 用が認められております。 初回の検定品に限って適 することです。この制度は 指定製造事業者制度に関 なと思っておりますのは、 の検討での大きな目玉か 修理して市場に出す際に、 て市場に出した計量器が、 それと、今回の第1WG

うけれども、適用範囲に関

いうことになるんでしょ らなる民間能力の活用と

いかということがござい 街などを一つの単位とし

手続きの簡素化と

ティブは少ないんじゃな を与えるべく、例えば商店 もう少しインセンティブ

といえば定期検査の免除 管事業所となるインセン 程度であって、事業者が適 がかかる一方で、メリット 備とか、維持管理にコスト 定を受けるための体制整

どうにかしなければいけ も出てきています。これは 返上したいという事業者 ます。適管事業所の指定を ない、と思っているしだい でございます。 新マークの創設

量管理事業所については したがいまして、適正計

手続きの簡素化等を図っ 度の創設を考えておりま 所については、現在の適管 管理事業所と比べて計量 ますし、さらに一般の適正 ていきたいと思っており て、より活用できるように すなわち新たなマーク制 とは別に商品に新たな 管理がすぐれている事業 マークを使用できるとか、

関わっていただいて、今の

にもマークの創設時から りますし、消費者の皆さん ようにしたいと思ってお の新たなマークを使える

うなら、ぜひかっこいい 適管マークがダサイとい

マークを考えてください

これはスーパーなどの であります

こうと思っているしだい

ということで話をしてい

1EC1702 会場:名古屋市中小企業 会期:2006年4月19 日水~21日金10時~17時 (最終日は16時まで)

WGではこういうことを 分野ではありますが、第3 採用することを検討して る観点から、たとえばIS 準に、国際整合性を確保す いきます。非常に技術的な O/IEC17025を またMLAPの認定基 場無料 ただし招待券持参者は入 入場料:千円(稅込) 振興会館吹上ホール

主催:東海科学機器協 ジネスアイ 連合会、フジサンケイビ 会、社団法人愛知県計量

【併催事業】▽開催記念 *

第 8 第 20 回計 回最新科学機器展 計測 然合展

学連携セミナー 連携テーマゾーン▽産官

▽産官学連携成果発表会 に毎日開催。聴講無料) (会期中